

会津若松市監査委員交際費支給基準

(令和8年2月18日決裁)

(趣旨)

第1条 この基準は、会津若松市監査委員に係る交際費（以下「交際費」という。）の支出について適正な執行を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準において、「交際費」とは、監査委員が職務執行上外部との交際上必要な経費をいい、その支出は、内容、金額及び相手方について、社会通念上相当と認められる範囲内に限るものとする。

(支出の相手方)

第3条 交際費の支出する個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 監査行政に直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 事故、災害等があったもの
- (3) その他代表監査委員が特に必要と認めたもの

(支出区分)

第4条 交際費は、前条に掲げるものとの交際において、次に掲げる区分に基づいて支出することができる。

- (1) 会費 懇親会、祝賀会、式典等の参加等に係る経費
- (2) 弔費 葬儀、法要、供養等における香典、供物、供花等に係る経費
- (3) 見舞金 事故、災害等の見舞いに係る経費
- (4) 懇談費 監査行政に資する意見交換又は情報収集の懇談に係る経費
- (5) 贈答費 来客等への土産、贈答品、記念品等の購入に係る経費
- (6) その他 監査行政上、代表監査委員が特に支出する必要があると認めた経費

(支出基準)

第5条 交際費の支出金額の基準は、別表のとおりとする。

(公表)

第6条 支出した交際費の内容は市のウェブサイトにおいて公表するものとする。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、代表監査委員が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和8年4月1日から施行する。

(この基準の失効)

- 2 この基準は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

区分		内容、対象者等	金額
会費		懇親会等への参加に要する経費	5千円以内（会費が記載されている場合はその額）
		祝賀会、式典、総会、各種団体の大会等への出席祝い金（飲食を伴う場合のみ）	1万円以内（会費相当分）
		就任、叙勲等のお祝いの生花等	1万円以内
甲費	香典	元会津若松市監査委員	1万円以内
	供物、供花	香典対象者のうち、特に必要と認められる者	地域慣習による実勢額の範囲内
	慰霊祭、墓前祭、供養祭、追悼式	慰霊祭等へのお供えに要する経費	1万円以内
見舞金		災害等に遭われた団体又は個人	社会通念上妥当と認められる額
懇談費		監査行政上有益な交際を目的とする懇談に要する経費	社会通念上妥当と認められる額
贈答費		来客等への土産、贈答品、記念品の購入に係る経費	社会通念上妥当と認められる額
その他		監査行政上交際費により支出することが妥当と認められる経費	社会通念上妥当と認められる額